

高知工科大学体育施設使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県公立大学法人施設貸付規程（以下「貸付規程」という。）に基づき、高知工科大学（以下「本学」という。）におけるグラウンド、総合体育館、テニスコート及び香美球場（以下「体育施設」という。）を授業、本学学生団体の課外活動及び本学の行事以外に使用する場合の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 体育施設を使用しようとする者は、原則として使用月の前月1日から使用日の10日前までに「高知工科大学体育施設使用許可願」（別紙様式1）を提出し、学長の許可を受けなければならない。

ただし、本学の学生団体が課外活動として継続的に使用しようとする場合は、この限りではない。

2 体育施設の使用の許可は、本学の管理運営に支障がない限りにおいて行うものとする。

3 学長は、許可をするにあたって条件を付することができる。

4 アマチュアスポーツ以外の使用を禁ずる。

5 学長が特に認めた場合は、前項に関わらず使用を許可することができる。

(許可書の交付)

第3条 学長は、前条第1項の規定による願いがあった場合において、その使用を許可するときは「高知工科大学体育施設使用許可書」（別紙様式2）を交付するものとし、許可しないときはその旨を通知するものとする。ただし、本学の教職員及び学生については、使用許可書の交付を省略することができる。

(使用時間等)

第4条 体育施設の使用時間は、別表1のとおりとする。

2 体育施設の使用は、12月29日から翌年の1月3日までの間は許可しない。

3 学長は特に必要と認めた場合は、前2項の規定にかかわらず、これを変更することができる。

(使用料)

第5条 体育施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）で本学の教職員及び学生を除く使用者は、別表2に定める額の使用料をすみやかに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 学長は、貸付規程第3条により前条の使用料を減免することができる。

2 前項のほか、学長が特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

3 減免を希望する場合は、使用の許可について申請する際に、その理由を明記した使用料減免申請を提出し、減免について学長の許可を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の責務)

第8条 使用者は、この規程及び「使用上の注意事項」を遵守するほか、本学の指示に従わなければならない。

2 使用者は、事故の防止に関し細心の注意を払わなければならない。

(設備の許可)

第9条 使用者は、体育施設に特別の設備をする場合は、学長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 学長は、次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは使用の許可の条件を変更することができる。

(1) 使用者が、この規程又はこの規程に基づく定めに違反したとき。

(2) 使用者が、使用の許可の条件に違反したとき。

- (3) 体育施設又は備品等を損傷又は汚損若しくはその恐れがあると認めるとき。
- (4) 本学の授業や行事等のため、体育施設を使用する必要が生じたとき。
- (5) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき
- (6) その他学長が必要と認めたとき。

(使用者責任等の配置)

第11条 使用者は、体育施設の使用について使用当日の責任者及び場内整理に必要な者（以下「使用責任者等」という。）を配置し、その旨を学長に届けなければならない。

(原状の回復)

第12条 使用者は、体育施設の使用が終了したとき、又は使用許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、すみやかにその使用に係る備品等を原状に復さなければならない。

(損害の賠償)

第13条 使用者は故意又は過失により体育施設及び備品等を破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(管理上の立入り)

第14条 使用者は本学の関係職員が体育施設の管理その他職務上の必要があつて立ち入るときは、これを拒むことができない。

(駐車、駐輪の禁止)

第15条 体育施設の使用にあたって、車輛の構内への乗り入れ、指定場所以外の駐車、駐輪は禁止するものとする。ただし、使用物品等搬送のため乗り入れが必要な場合は、事前に本学の指示を受けることとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、体育施設の貸出に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 高知工科大学グラウンド等使用規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月19日から施行する。

別表1（第4条関係）

施 設 名	区 分	使用できる時間
-------	-----	---------

グラウンド			9:00～ 21:00
総合体育館 アリーナ			9:00～ 21:00
テニスコート		4月から9月	9:00～ 19:00
		10月から3月	9:00～ 18:00
香美球場	野球場		9:00～ 17:00
	フットサルコート		9:00～ 17:00

※テニスコート、香美球場のナイター設備は使用不可

別表2 (第5条関係)

施設名	使用区分	1時間使用料	1時間電気料	備考
グラウンド	全面	1,500円	1,000円	2機使用
	片面	750円	500円	1機使用
総合体育館 アリーナ	全面	1,000円	700円	
	片面	500円	350円	
テニスコート		1面	500円	
香美球場	野球場	全面	8,000円	-
	フットサルコート	全面	8,000円	-

(様式1) [高知工科大学体育施設使用許可願](#)

(様式2) [高知工科大学体育施設使用許可書](#)